

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の157.5に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 2 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の162.5に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、2は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 一般職の職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第38条関係）
  - (1) 再任用職員以外の職員 100分の115（特定幹部職員にあつては、100分の95）
  - (2) 再任用職員 100分の62.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）
- 2 獣医師に係る初任給調整手当の支給限度額を月額35,000円から50,000円に引き上げることとした。（第26条の2関係）
- 3 一般職の職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第38条関係）
  - (1) 再任用職員以外の職員 100分の122.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）
  - (2) 再任用職員 100分の67.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）

4 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、2及び3は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第29条関係）
  - (1) 再任用職員以外の職員 100分の115
  - (2) 再任用職員 100分の62.5
- 2 職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第29条関係）
  - (1) 再任用職員以外の職員 100分の122.5
  - (2) 再任用職員 100分の67.5

3 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、2は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の157.5に改定することとした。（第6条関係）
- 2 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の162.5に改定することとした。（第6条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、2は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の157.5に改定することとした。（第9条関係）
- 2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の162.5に改定することとした。（第9条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、2は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の122.5に改定することとした。（第20条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）